

# 令和6年度第7回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年10月11日(金)  
午後 14時02分～15時04分  
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

## 出席者

委員 12名

(会場参加)

赤嶺 博之 委員	上原 亀一 委員	大嶺 嘉昭 委員
八前 隆一 委員	山内 得信 委員	新立 弘子 委員
山川 彩子 委員	城間 恒浩 委員	

(Web参加)

池田 博 委員	当真 聡 委員	大谷 健太郎 委員
藤田 喜久 委員		

事務局職員 4名

井上 顕 (事務局長)	紫波 俊介 (主任書記)
米丸 浩平 (主任書記)	高江洲 尚司 (書記)

○事務局(紫波) 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まずは、資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書、第1号議案別添資料の計3点でございます。資料に不足がございましたらお申しつけください。

また、事前にご案内していた報告のうち、区画漁業権に係る令和5年度実績報告は、業務の都合上、次回以降に延期となり、代わりにソデイカに関する報告が追加になりました。おわびしてご報告いたします。

それと、いつもの約束事です。携帯をお持ちの方はマナーモードの設定をお願いいたします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いいたします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用

のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いいたします。また、ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いいたします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、問題ありませんでしょうか。質問がある方はお申し出ください。

では、ただいまより、令和6年度第7回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、大嶺委員、八前委員、山内委員、新立委員、城間委員、山川委員の8名にお越しいただいております。ウェブでは、池田委員、当真委員、大谷委員、藤田委員の4名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。

それでは、上原会長、よろしくをお願いいたします。

**○上原会長** 皆さんこんにちは。

それでは、これより本日の議事を進めさせていただきたいと思っております。

本日は、議案が4件と、協議事項1件、報告事項1件が提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

なお、審議に先立ちまして、本日の議事録署名人には、赤嶺委員、山内委員のお二方をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

### **【第1号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について】**

**○上原会長** 第1号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について、を提案します。

事務局より説明をしてください。

**○水産課（高江洲）** 事務局より、第1号議案について説明させていただきます。

すみません、説明の前に、資料に追加で差し替えがございまして、別添資料ですね、別添資料の6ページ目の資料ですね、ウェブの方々には、先ほどメールにて、差し替えの資料を送っていただいておりますので、こちら確認をお願いいたします。

○事務局（米丸） ウェブの皆さん、差し替えの資料ってご覧になれますでしょうか。画面共有したほうがよろしいですか。

（「大丈夫ですよ」という声、あり）

○事務局（米丸） 承知しました。

○水産課（高江洲） 申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案のほうの説明に移ります。

議案書の1ページ目、知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案についてをご覧ください。

沖縄県漁業調整規則第4条第1項に掲げる漁業に関し、下記の者に係る許可の手続を行うため、漁業法第58条において準用する第42条及び規則第11条の規定に基づき、許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて、公示する必要があります。

当該公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、規則第11条第3項の規定に基づき、沖縄県知事より、当委員会に意見が求められておりますので、ご審議願います。

次のページをお開きください。

こちらが、今回、沖縄県知事より当委員会へ提出されている諮問になりますので、ご確認ください。

本議案に関しましては、定期的にお諮りさせていただいている内容となっていますので、簡単に説明させていただきます。

次の3ページをご確認ください。

3ページの1、新規の許可の公示について。沖縄県漁業調整規則の規定により、知事許可漁業について新規の許可を行う場合は、その許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて、公示する必要があります。

今回、以下の者に係る許可の手続を行うため、当該漁業の許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示します。

今回の公示内容は、記載のとおりです。

①の許可等をすべき数を管理する漁業。こちらが潜水器とサンゴ漁業になりますが、令和6年11月30日に有効期間満了を迎えるものと、新規許可を要望するものについて、公示案1で記載しております。

②の許可等をすべき数を制限しない漁業。こちらは、かつお一本釣と底魚一本釣、小型定置網、敷網、追込網漁業になりますが、令和6年12月1日以降の新規の許可を受ける者を対象に、公示案2で記載しております。

次に、2の許可をすべき漁業者の数についてですが、上記の公示に先

立って、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第6の規定に基づき、許可の方針及び新規の要望について確認を行いました。その結果のほうの数字を整理いたしました。こちらは、後ほど別添資料にて詳しく説明いたします。

3つ目、制限措置の内容についてですが、こちら規則第11条第1項に掲げる下記1から5の内容及び申請すべき期間を漁業種類ごとに定めています。詳細は、公示案1、2のとおりになっています。

次の4ページ目をお開きください。

こちらが公示案1となっています。こちらがサンゴ漁業と潜水器漁業に関する公示となっています。公示の内訳につきましては、後ほど別添資料にて説明いたします。

許可または起業の認可を申請すべき期間は、令和6年10月15日から令和6年11月15日まで設定しております。

続きまして、7ページ目をご確認ください。

こちらが公示案2となっており、漁業許可数を制限をしない漁業の取扱いとなっています。かつお一本釣漁業、底魚一本釣漁業に関しましては、対船許可となっておりますので、許可の有効期間が5年、小型定置網漁業、敷網漁業、追込網漁業については、対人許可となっておりますので、許可の有効期間が3年となっております。

いずれも、許可または起業の認可を申請すべき期間については、令和6年10月15日から令和7年5月31日までを設定しております。

公示案については、以上になります。

次に、別添資料のほうの説明に移りますので、こちらをお開きください。

別添資料の5ページ目をご確認ください。

そちらが、許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数です。こちらを説明しております。

1番のまぐろはえ縄漁業については、今回、更新の見込みなく、新規の要望もゼロのため、公示の件数はゼロ件となっております。

2番目のさんご漁業（深海サンゴ漁業）につきましても、更新、新規の予定数がゼロとなっておりまして、公示数はゼロ件となっております。

3つ目のソフトコーラル漁業につきましては、更新の対象者が5件、更新の見込み数が3件、新規の要望が2件、公示数が計5件となっております。増減見込みゼロ件となっております。

続いて、潜水器漁業許可の要望数に移ります。先ほどお配りした差し替え版の資料の確認をお願いいたします。

こちら簡単に合計だけ紹介させていただきますと、現在の許可数が1,578件、更新の対象者数が271件、それに対して、更新見込みが241件、新規の要望数が26件、計、今回の公示予定数が267件となっております。増減見込みはマイナス4件となっております。

次に、7ページ目、ご確認ください。

こちらは、許可等をすべき数を制限しない漁業の許可の発行数になります。かつお一本釣19件、底魚一本釣377件、小型定置網57件、敷網5件、追込網65件、以上が現在発行されている許可の数となっております。

以上で、別添資料の説明を終わります。

最後に、議案書の14ページをお願いいたします。

こちらが、今回の諮問に対する答申の案となっておりますので、今回の諮問に合わせて、こちらもご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

**○上原会長** はい、ただいま第1号議案について説明がございました。

第1号議案について、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いをしたいと思えます。いかがでしょうか。

**○八前委員** 会長。

**○上原会長** はい、八前委員。

**○八前委員** ちょっと確認をさせてください。

議案書の4ページのサンゴ漁業、ソフトコーラル、許可すべき漁業者の数が4、別添資料の5ページ、更新の要望数、公示数（案）5というのは、数が違うんですけれども、4、5。公示案、4ページのだと4で、何か意味があって1人減らしているんでしょうか、教えてください。

**（確認中）**

**○事務局（米丸）** すいません、事務局から代わりにお答えいたします。

ちょっと今、出してもらった要望書が手元になくて、数が正確に確認できないところなんですけれども、4になるか5になるか、後ほど確認させていただいてから、改めて委員の皆様にご報告させていただくということでもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

**○上原会長** いいですか、八前委員。

**○八前委員** はい。

**○事務局（米丸）** 大変申し訳ございません。

**○上原会長** ほか、何かございませんか。

(「なし」という声、あり)

○上原会長 特にご意見等ないようですので、お諮りをしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原会長 第1号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について、一部、後ほど確認をさせていただきますが、事務局提案のとおり、異議なしということで回答することによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議ないようですので、第1号議案については提案のとおり承認することといたします。

### [第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 次に、第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、をご提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局(米丸) それでは、事務局からご説明いたします。

議案書15ページをご覧ください。

今回、新規の承認申請が2基ありましたので、ご審議をお願いいたします。

また、委員会指示の抜粋を枠内に記載しておますので、必要に応じてご確認ください。

また、16ページのほうに、承認の流れについてフロー図を、17ページのほうに、本日時点の浮魚礁の承認等基数の一覧を掲載しておりますので、ご確認ください。

続きまして、18ページの申請一覧のほうをご確認ください。こちらでざっと説明させていただきます。

名護市と与那城町漁協のほうから、いずれも枠の割当てがあって、新たに敷設予定の浮魚礁の承認申請がありまして、ともに協議書が揃っていることは事務局のほうで確認しております。

名護市のほうですけれども、あけみお1号という名称でして、中層式の浮魚礁を敷設予定としておりまして、場所としましては、ホテル・ホテル水域の南側、ほかの浮魚礁との位置関係も確認し、最も近いのが琉宮(宜野座)2号なんですけど、こちらからも2分以上離れていることを確認しております。

与那城町漁協のほうは、与那城漁協第2号という名前で、表層式を敷設予定としておりますけれども、こちらのほうも他のパヤオから2分以

上離れていることを確認しております。

19 ページのほうですね、今回敷設予定のパヤオの位置図を掲載しておりますので、ご確認ください。

また、20 ページから 23 ページのほうに、名護市の申請書類、24 ページから 27 ページのほうに、与那城町漁協からの申請書類を添付しておりますので、ご確認ください。

簡単にはなりますが、事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○上原会長** はい、ただいま、第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請についての説明がございました。

この点について、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

**(「なし」という声、あり)**

**○上原会長** 特にご意見ご質問等はないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、申請のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

**(「はい」という声多数)**

**○上原会長** はい、ありがとうございます。ご異議ありませんので、第2号議案については提案のとおり承認することといたします。

### **[第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について]**

**○上原会長** 次に、第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について、を提案します。

事務局より説明をしてください。

**○事務局(米丸)** では、事務局からご説明いたします。

議案書 28 ページをご覧ください。

ウミガメの採捕承認申請について、試験研究目的の申請が1件ありますので、ご審議をお願いいたします。

29 ページをご覧ください。

こちらに今回の申請を載せております。今回は、水産技術研究所から、久米島に生息するアオウミガメの個体数推定と基礎生態に関する調査、継続調査として、1年間の期間で、アオウミガメ 400 頭の申請があります。なお、前回の承認では、延べ 269 頭の採捕がありまして、うち 29 頭が 2 回、3 頭が 3 回、同一個体の採捕があった旨の報告を受けております。

30 ページのほうから、申請書類を掲載しておりますのでご確認ください

い。こちらは、継続調査になるため、簡単に内容を説明いたしますと、久米島の海草藻場において、捕獲・標識調査による個体数推定と、4個体にGPSと、10個体に超音波発信機を装着しまして、行動追跡調査による藻場の利用実態解明を目的としております。また、タグづけによって副次的に得られる組織片、こちらを利用しまして、遺伝子構造解析も行う予定としております。

36 ページ、37 ページに承認証の案を掲載していますので、ご確認ください。

採捕するウミガメの種類及び数量は、アオウミガメが 400 頭となっております。採捕区域が久米島の海草藻場、採捕期間が、本日承認いただきましたら、令和6年10月11日から令和7年10月10日まで。採捕に従事する者の住所及び氏名は、裏面に記載ということで、37 ページのほうに掲載しております。使用する船舶が記載のとおりですね。承認の期間も採捕期間と同様となっております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○上原会長** ただいま第3号議案についての説明が終わりました。

第3号議案について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

**(「なし」という声、あり)**

**○上原会長** 特にご意見等ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について、事務局案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

**(「はい」という声多数)**

**○上原会長** はい、ありがとうございます。ご異議ありませんので、第3号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

#### **[第4号議案 ソデイカの採捕承認申請について]**

**○上原会長** 次に、第4号議案 ソデイカの採捕承認申請についてを提案をします。

事務局より説明をしてください。

**○事務局(米丸)** すいません、その前に、先ほどの第1号議案の件で、調べてきていただいたので、そこの訂正だけ報告させていただいてもよろしいでしょうか。

**○上原会長** 了解、どうぞ。

**○水産課（高江洲）** 大変申し訳ございません。先ほどご指摘いただいた件なんですけれども、説明いたしますのでよろしく願いいたします。

議案書の4ページに、知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示（案1）の1のさんご漁業（ソフトコーラル漁業）の許可すべき漁業者の数のところを、「4」から「5」に修正をお願いいたします。

すみません、以上です。よろしく願いいたします。

**○事務局（米丸）** 修正については大変申し訳ございませんでした。

続きまして、第4号議案のほうに移らせていただきます。

議案書のほう、38ページをご覧ください。

ソデイカの採捕に係る委員会指示が今月更新されたことに伴いまして、ソデイカの禁漁期間中における試験研究目的での採捕承認申請が、水産海洋技術センターから2件ありますので、ご審議をお願いいたします。

委員会指示の抜粋を枠内に記載しておりますので、ご確認ください。

2件いずれも、10月から委員会指示が更新されたことによる継続調査の申請でして、4月の委員会で承認された凶南丸による中層トロールネット曳きによる稚イカですね、小さなイカの採捕を想定しての申請が1件と、6月海区で承認されました、知念漁協のトビイカ漁船による混獲、稚イカの混獲というものを想定した申請の2件となっております。

39ページから43ページに、凶南丸による調査の申請書類、そして、44ページ、45ページに、その承認証案を掲載しております。また、46ページから49ページに、トビイカ混獲の調査の申請書類と、50ページと51ページに、承認証の案を掲載しております。どちらの申請も承認いただいた日から委員会指示の期間中、令和7年9月30日までの期間で申請をされております。

なお、内容について、継続調査のため説明を省略させていただきますけれども、従前の承認ですね、凶南丸によるネット曳きでは、1航海、操業を実施したものの採捕はなかったという旨、トビイカ混獲のほうが、承認いただいてからこれまで採捕の報告はなかったという報告を受けております。

今回、凶南丸によるネット曳きのほうでは、最大で450個体を想定しております。トビイカ混獲では最大180個体採捕を想定している旨の記載はあります。

50ページのトビイカ混獲の承認証の案についてなんですけれども、承認証の備えつけ義務が委員会指示の中にあることから、51ページにありますリストのとおり、船ごとに25枚の承認証を交付予定であります。

なお、以前、八前委員からご指摘のありました採捕従事者の件についてですね、今回の委員会指示から申請書と承認証のほうにも項目を設けたことから、実際に操業する方がどなたになるのかというところは確認してもらった上で申請いただいていることも、併せてご報告いたします。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○上原会長** ただいま第4号議案について説明がございました。

図南丸による調査と、あとは知念漁協の所属漁船による調査ということで、2つ申請があります。これについて、何かお気づきの点、ご質問等がありましたらよろしく願いをしたいと思います。

**(発言する声なし)**

**○上原会長** 継続事業ということで、特にご質問等もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

第4号議案について、事務局提案のとおり承認をするということによろしいですか。

**(「はい」という声多数)**

**○上原会長** ありがとうございます。ご異議ありませんので、第4号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

#### **[協議事項1 国際ひき縄釣り大会に係る委員会指示について]**

**○上原会長** では、議案としては以上でございますので、続いて、協議事項のほうに入らせていただきたいと思います。協議事項の1、国際ひき縄釣り大会に係る委員会指示について、事務局のほうから説明をしてください。

**○事務局(米丸)** それでは、事務局からご説明いたします。

議案書のほう、52ページをお開きください。

前回の委員会でも報告させていただきましたが、与那国周辺海域において、国際カジキ釣り大会を開催したいという意向がありまして、委員会指示による漁業調整の必要が生じる見込みであることから、その内容について、協議のほどよろしく願いいたします。

52ページのほうを順に読み上げて説明いたします。

外国人のひき縄釣り(トローリング等)については、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律に基づき、禁止されております。ただし、括弧書きにあるとおり、農林水産大臣が水域・期間を指定して告示した場合に限り、認められることとなっております。

こちら、55 ページ、56 ページのほうに関係法令を抜粋しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

すみません、52 ページのほう、そのまま進めたいと思います。

現在、与那国町のほうが、地域振興のために国際カジキ釣り大会を開催したい意向を示しております、水産庁と告示に向けた調整を進めているところです。告示に当たって、漁業調整上、無秩序な採捕や漁場利用上の紛争が生じる恐れのないように、一定の公的担保が水産庁のほうから求められていることから、現在、海区漁業調整委員会指示による承認制の導入というものを検討しております。

つきましては、ある程度、水産庁のほうとも委員会指示案などの方向性が見えてきたことから、委員会指示の方向性及び委員会指示までの手続の進め方について、ご意見をいただければと思っております。

まず、委員会指示の方向性に関してなんですけれども、与那国のカジキ釣り大会の期間中、水域において、遊漁によるひき縄を全て規制の対象としまして、遊漁によるひき縄に関しては、委員会の承認を受けた大会に参加して行わなければならないといった内容でありまして、採捕実績の報告等、一定の基準や条件を設けるような内容となっております。

こちらは、53 ページから 54 ページのほうに委員会指示案を掲載しておりますので、今回、順に読み上げていきたいと思っております。

53 ページから読み進めていきます。

まず、目的ですね、与那国島周辺海域における国際的ひき縄釣り大会の開催による海域での紛争防止のため、海区漁業調整委員会指示により、大会期間中の大会水域において、ひき縄釣りを行わせる者を特定することにより、漁業秩序の維持を図る必要がある、ということで、委員会指示を発動予定としております。

沖縄海区における国際的なひき縄釣り大会期間中における漁業秩序の維持を図るため、漁業法第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

定義。第 1、この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいい、「国際引き縄釣り大会」とは、外国人も参加可能なひき縄釣りの大会等のイベントをいう。

遊漁によるひき縄釣りの制限。第 2、次の表に掲げる水域及び期間においてひき縄釣りを行う場合または行わせる場合は、沖縄海区漁業調整委員会の承認を受けた国際ひき縄釣り大会に参加してしなければならない。

ただし、漁業者が漁業を営むために行う場合または漁業従事者が漁業者のために行う場合は、この限りではない、ということで、下にありません与那国周辺水域において、期間が、7月の最初の連続した土曜日から火曜日までの4日間ということで、こちらは与那国町のほうと調整させていただきました。できる限り短い期間で大会を開催予定の日ということで、基本的には土日に開催するという事なんですけれども、もし、土日の海況がよくなかったときは、最大でその翌日からの2日間、月曜、火曜日まで延期の可能性があるということで、7月の最初の連続した土曜日から火曜日までの4日間というものを、期間として定めております。

水域に関して、緯度、経度しか書いてないので、詳細は省きますけれども、与那国島周辺の水域を設定しております。

承認の対象ですね。第3、第2の承認の対象は、次に該当する者に限るということで、国際ひき縄釣り大会を開催し、参加者にひき縄釣りを行わせようとする者（以下、「主催者」という。）となっております、大会主催者に対して承認を出すということを想定しております。

第4、承認の基準ですね。第2の承認は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとするということで、1つ目、クロマグロ等、水産資源の保護培養及び漁業調整上重要な魚種の採捕を行わないイベントであること。もし採捕された場合は、直ちに放流すること。

2つ目、ひき縄釣りをを行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内漁業協同組合及び市町村の同意を得ているイベントであること。

3つ目、日の出から日没までの間に採捕が行われるイベントであること。

4つ目、県内に根拠地のある団体が主催するイベントであって、開催地の市町村の後援等があること。

5つ目、沖縄県内に所在する漁港、マリーナ等を根拠地として行われるイベントであること。

6つ目、委員会指示及び関係法令等を遵守して行われるイベントであること。

7つ目、主催者及び参加者等に沖縄県暴力団排除条例に規定する者を含めないこと、となっております。

第5、条件としまして、委員会は第2の承認をするに当たり、第4に掲げる要件のほか、次に掲げる条件をつけることができる、ということで、1つ目が採捕実績の報告。承認を受けた者は、採捕期間終了後、1月以内に指定様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2つ目、承認の取消。委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときまたは水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3つ目、その他の条件。その他委員会が必要と認めるときは、さらに条件を付すことがある、という内容になっております。

52 ページのほうにお戻りください。

委員会指示までの流れですけれども、以上のような経緯から、与那国町からの要望を受けて、委員会として指示の発出ということを想定しているところです。

なお、大会期間中は、大会参加者以外の遊漁ひき縄釣りを制限することから、水域利用者の同意は必要と考えておまして、与那国町には与那国漁協、与那国漁協は場合によっては主催のほうに回るかもしれないんですけれども、と八重山漁協、石垣市、竹富町に、上記の旨を説明した上で同意書を取得していただいて、委員会宛てに同意書を添えて、委員会指示を出してほしい旨の要望を出してもらおう。それを受けて、委員会として指示を発動するという一連の流れを想定しているところです。

また、※印になりますけれども、与那国町には、大会の開催に当たって関係先に十分周知いただくことも求めていく予定としております。

事務局からの説明は以上ですけれども、委員会指示の方向性や手続の進め方等々について、ご協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

**○上原会長** ただいま、協議内容について事務局から説明がございました。方向性また今後の流れについて、何かご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○城間委員** よろしいでしょうか。

**○上原会長** はい、城間委員どうぞ。

**○城間委員** 1点だけ、ちょっとお伺いしたいんですけれども、この52 ページの冒頭ですね、外国人のひき縄釣り、トローリングなどについてはというところがありますが、後半は、ただし農林水産大臣が水域・期間を指定して告示した場合に限り認められるとあるんですけれども、告示というのと、その委員会指示のタイミングというのは、どのようにして関係があるのでしょうか。

**○上原会長** はい、事務局。

**○事務局（米丸）** 事務局からお答えします。農林水産大臣の告示と委員会指示に関しては、直接の関係はないんですけれども、国の考え方として、何も規制がないところに、急に外国人に対してひき縄釣りをば

んと認めるわけにはいかないといえますか、漁業調整上、何らトラブルが起こるおそれがない、ちゃんと管理ができているということが確認できない以上、国としても外国人に対してひき縄釣りをむやみにやらせたいわけではないことから、何かしら法的な担保が求められているところ

です。  
**○城間委員** もう一ついいですか。そうすると、この委員会指示はもうその告示とは関係なく、告示について、委員会の指示の中では触れる必要はないということなんですね。

**○事務局（米丸）** はい、おっしゃるとおりです。

**○城間委員** わかりました、ありがとうございます。

**○上原会長** ほかございませんか。

**○大谷委員** 議長、大谷です、よろしいでしょうか。

**○上原会長** はい、大谷委員どうぞ。

**○大谷委員** ウェブからすいません。今、資料を確認させていただいて、外国人の参加があるということで、前回説明があったので、そこはよく理解できたんですけれども、57 ページからの茨城県の事例が載っていると思うんですけれども、たしか茨城県は外国人とかではなくて、もう全てのそういったイベントを対象にしなければいけなかったと思うんですけれども、沖縄県としては、今後、今は外国人というところのものなんですけれども、何かこうちょっと枠を広げるといって、日本人だけのイベントでも、こういった委員会指示を必要とするような方向性にするとか、そういったような展開は今後考えているといつか、漁業者さんとの調整とかも今後必要になるのかなと思いつつ話を聞いていたので、すみません、ちょっとそう感じたところです。

**○上原会長** 事務局のほうから、お願いします

**○事務局（米丸）** そうですね、大谷委員おっしゃるとおり、背景としましては、沖縄県以外の都道府県では全て、遊漁者によるひき縄釣りに関しては、漁業調整規則もしくは委員会指示等によって、禁止もしくは制限されているのが実態です。

ただ、沖縄県では、もう 10 年以上前から、遊漁者によるひき縄釣りに関しては何ら規制を設けていないような状況でして、正直、私の知る限りでは、今その遊漁者によるひき縄釣りというもののトラブルというところは把握していない状況です。もし、ほかのカジキのひき縄釣り大会、国内大会等でも漁業調整上のトラブル等が生じるということであれば、その委員会指示等で規制する必要あるかもしれませんが、現時点では、遊漁によるひき縄釣りに関してはトラブル等も生じていない

と理解しておりますので、現時点では考えていない状況です。

ただ、今回、外国人を呼んでの地域振興のための大会を行いたいというところで、告示のためには、何ら規制のかかっていないところに水産庁がいきなり告示というところは、国の考え方としてはできないという説明がありましたので、国際ひき縄釣り大会を開催して差し支えないような管理の体制とするために、委員会指示という一つの手段を用いて規制を敷いていきたいと考えているところです。

以上になります。

○大谷委員 ありがとうございます。分かりました。

○上原会長 はい、ありがとうございます。ほかにご質問等がございませんか。

#### (発言する声なし)

○上原会長 特にないようですので、協議事項については、事務局の説明があったように、今後の方向性と、あと委員会指示まで、来年の7月に間に合わすとかいうレベルですので、今後またいろいろ条件が出てきたときに、委員会の委員の皆さんに開示をしながら協議をさせていただければと思いますが、よろしいですか事務局、それで。

○事務局(米丸) はい、大丈夫です。ただ、委員の皆様も今年度末で改選もありますので、できる限り今年度中には委員会指示が出せればなどと考えております。

○上原会長 はい、了解です。またあと何回かありますので、その間にまた、指示発動に向けて調整をさせていただければと思います。

特になければ、協議事項についてはこれで終わらせていただきますが、よろしいですか。

#### (「はい」という声、あり)

○上原会長 ありがとうございます。

#### [報告事項1 ソデイカ委員会指示に係る対応について]

○上原会長 では次に、報告事項のほうよろしくお願いします。

○事務局(米丸) それでは、事務局のほうからご報告させていただきます。

議案書のほう、59ページをお開きください。

先月の委員会の後に、奄美大島海区・鹿児島県庁とウェブ会議で意見交換を行ったほか、今日までの間に委員会指示の発動やその周知等々、ソデイカに関して報告すべき事項が幾つかありましたので、今後の予定と併せて、ご報告させていただきたいと思っております。

まず、あったところですね、1つ目です。前回の委員会、9月13日、委員会終了後に、奄美大島海区と鹿児島県庁と意見交換のほうを行いましたので、後ほど説明したいと思います。9月30日、このウェブ会議の内容を踏まえまして、鹿児島県側から奄美海域における委員会指示の遵守の要請が、これは水産課宛てにありました。10月1日に、ソデイカの採捕に関する委員会指示（6第3号）を発動しておりまして、10月3日、県内関係団体向けに委員会指示発動の通知を海区からしております。

10月7日、9月30日の鹿児島県から本県への要請を受けまして、こちらは水産課から県内関係団体のほうへ、委員会指示内容の遵守及び取締り強化を行っていきますよという旨の周知を行っているところです。こちらについて、60ページ以降に資料を添付しておりますので、こちらで順に説明していきたいと思います。

まず、9月13日に行いました、ソデイカ漁業に関する奄美大島海区と鹿児島県庁との意見交換会の内容についてご報告いたします。

沖縄県側から、まず状況報告としまして、海区委員会を開催して、今年度は11月禁漁とする同様の委員会指示を発動することが決定したということと、意見交換会とアンケートを実施した結果、11月禁漁の必要性は理解いただいているものの、奄美海区での11月操業だったり、11月中の県内市場への流通に強い不満があるという状況もお伝えしています。

不満に対しては、奄美海区のほうと意見交換を継続しまして、11月禁漁に向けた協議を進めることと、流通業者向けにも同様の意見交換会を開催して、業界全体として11月禁漁が必要である、11月に小型イカを採捕することはよくないという理解を深めていく、という方針の説明をしております。

水産海洋技術センターからは、ソデイカの資源管理の状況等について、海区委員会でも報告したような内容について報告しております。

11月中は小型イカの採捕が多いことや、標本船調査等では、これまで減少傾向だったCPUEが、11月禁漁を始めて以降、やや横ばいから増加傾向が見られていますよという内容等を報告しております。

鹿児島県側からは、今年、喜界島で沖縄県船に立入検査を実施したところ、旗数制限違反があったことをお伝えしているが、漁業無線の発言等から、この1隻以外にも旗数制限違反の船はあると思っていること、奄美海区も、これまで沖縄海区の委員会指示と足並みをそろえて資源管理に取り組んできているけれども、沖縄側が自ら定めたルールを守っていないという不満が漁業者の中で出ていること。奄美側ではこれを受けて、ソデイカ漁船に対する立入検査なども徹底して、指示違反の取締り

強化を行うので、沖縄側も同じように指示違反がないように、指示の遵守に向けて取締り強化を行ってほしい旨、今回、指示違反も確認されましたので、鹿児島県から沖縄県へ、先ほどのあれですね、指導取締りの要請文を送付したいと考えており、関係漁業者に対しての立入検査に協力いただけるよう周知してほしい、というお話がありました。

その後、意見交換に移っていくんですけども、61 ページの下のほう、後半部分、奄美大島海区で、本県で行ったような意見交換会、資源管理に関する説明会ができないかというところの提案ですけども、沖縄県側から提案したところ、鹿児島県側からは、ソデイカに関する知見は沖縄のほうが進んでいるので、ぜひ来ていただければありがたい、という言葉がありました。

ただ、11月の禁漁に関しては、奄美大島海区は、小型の船が多いことから、漁期を合わせてしまうと、大型船と小型船で操業日数に差が生じてしまうということもあって、理解を得ることが難しい状況で、今、奄美海区のほうでは操業船が60隻程度あるんですけども、トン数別に漁期を分けるというような案の検討をし始めているところではあるということでした。

その下、奄美大島海区事務局のほうからなんですけれども、ソデイカ漁業の歴史というのは、沿岸での操業から始まって、大東まで航海して行って、それに伴って船も大型化して行って、今は100マイルを超えての操業というものも行われるまで拡大してきたというふうに承知していること。奄美の漁業者は、隻数、漁獲量とも沖縄県が圧倒的に多くて、実際に資源を減らしてきたのは沖縄県側であると考えていて、その中で、一部ではありますけれども、旗数制限も守らずに堂々と操業している船があることに対して、相当不満を持っている状況とのことです。なので、我々が出向いて行って、海区で説明をして、資源管理のために11月禁漁が必要ですと言ったところで、現段階では、奄美の漁業者から相当な反発があるということが想定されることだけのご理解くださいと言われました。

奄美からは、まず旗数制限、委員会指示の遵守というところを徹底していただいて、徹底のために自県漁業者への指導、取締りを徹底してもらうように強く求めるというところがありました。これができてからじゃないと、なかなか奄美側の漁業者も納得して話を聞くことは難しいのではないかという話でした。

海区の線引きについて、先月の委員会で提案がありましたところ、ウェブ会議の場でも提案をしたんですけども、鹿児島県側からは、これ

まで奄美海区と沖縄海区というのをしっかり線引きしたようなものではなくて、こちらの委員会でもお伝えしたとおり、また、全国的にも海域というものの線引きが困難なことは明らかであることから、直ちに線引きということは考えていないということでした。

こちらからは、委員会で意見があったので、取りあえず確認させてもらったというところと、ただ、現状、漁期が1か月ずれているので、沖縄船が禁漁している海域で奄美船が操業するといった状況も考えられるので、取締りという観点からも、ある程度線引きすることが必要ではないかということはお伝えしています。すぐに線引きということは難しいとは思いますが、継続して検討いただければありがたい、という旨伝えております。

鹿児島からの回答なんですけれども、現時点でしっかりした線引きというのは難しいものの、令和4年11月に与論の船が何隻か南に下って操業したということがあり、通報を受けてすぐに操業をやめさせたということはあったので、現時点では、国頭岬より南に入って操業しているような船がいれば、奄美海区に連絡いただければ、すぐに操業をやめさせるという回答をいただいているところです。

ソデイカの流通に関しては飛ばします。

その下ですね、意見交換に関しては、引き続き行いたいと考えておりますが、取締り状況等、立入検査の状況等も共有したいので、特に大きな問題がなければ、次回の意見交換は年明けから年度末までに考えているという旨の回答がありましたので、県内で立入検査等の指導を行いつつ、また年明けぐらいに、意見交換の場を設けたいと考えているところです。

63 ページのほう、こちらが、9月30日に鹿児島県水産振興課から本県水産課宛てに来た、奄美大島海区漁業調整委員会指示の遵守についての要請文になっております。委員会指示の遵守について、貴県漁業者への徹底した指導をよろしく申し上げますというところと、本県海域における操業の寄港時等において、本県職員による立入検査を強化することとしておりますので、併せて周知するようお願い申し上げますという旨の要請を受けたところです。

64 ページ、65 ページですね、鹿児島県公報のほうで、奄美大島海区漁業調整委員会指示のほうを掲載しておりますので、ご確認ください。

65 ページの3のところですね、操業期間の制限というところで、ソデイカ旗流し漁業に関しては、毎年6月1日から10月31日までは操業してはならないというように、11月の禁漁については設定されていないと

ころです。その他、旗数制限等々は全て沖縄海区と一緒にしております。

続きまして、66 ページです。こちらが、海区のほうから県内漁業関係団体向けに発出した委員会指示発動の通知です。委員会指示発動しましたよというところと併せて、奄美海区との意見交換の内容も踏まえて、指導取締りというものを強化していきますよというところと、委員会指示の遵守をしっかりとやってくださいという旨を通知しているところです。

67 ページのほうです。こちらが鹿児島県側から沖縄県のほうに要請があったことを受けて、水産課のほうから県内漁業関係団体向けに通知している内容になります。

こちらだけちょっと読み上げていきたいと思います。

令和6年10月1日付で、別紙の沖縄海区のソデイカの採捕に関する委員会指示が発動されたところですが、漁業者アンケート及び意見交換会の結果、委員会指示の遵守や取締り強化を求める意見が多くありました。

また、隣接する奄美大島海区において、先般、鹿児島県が実施した、本県所属漁船への立入検査の結果、旗数制限を超える漁具の搭載があり、同海区及び鹿児島県からも、奄美大島海区漁業調整委員指示の遵守について、徹底した指導を要請されたところです。

つきましては、上記の状況を鑑み、本県でも漁業秩序の維持のため、立入検査等による指導・取締り強化を行うことといたしましたのでお知らせいたします。関係漁業者におかれましては、ソデイカ資源の持続的利用のため、別紙の委員会指示を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、鹿児島県からは、奄美大島海区での操業、寄港時等において、立入検査を強化する旨、通知があり、下記の事項について、協力依頼がありましたので、併せて周知いたします、ということで、下記の旨読み上げます。

委員会指示の制限を超えた漁具の搭載については、漁業者本人に沖縄県へフェリー等で超えた部分について運搬させるような対応となること。また、立入検査において、訪船時に漁業者が不在の場合、当該漁業者と連絡が取れるよう所属漁協を通じて連絡調整を図ること、という旨を、鹿児島県側から周知依頼がありましたので、周知しております。

59 ページのほうに戻っていただいて、これまでにあった内容は以上になります。また併せて、今後の予定についてもご報告いたします。

まず一つ目、10月17日、糸満漁協のソデイカ部会が開催されなくて、説明できてなかったところなんですけど、来週に開催されるということで、

情報提供と意見交換会を水技センターと海区事務局のほうで行ってまいります。

その翌日、10月18日、来週の金曜日に、流通業者向けの意見交換会を糸満のいまいゆ市場のほうで、こちら漁連に主催していただいて、水技センターと海区事務局のほうも参加して、同様の内容を流通業者向けに説明する予定です。

その次、10月29日、こちらもやろうと思ってはいたんですけども、なかなか開催されなくて、浦添宜野湾漁協のほうで臨時総会の予定がありますので、その総会の後に意見交換会を予定しております。

最後、4つ目、10月下旬から、主要な漁協の浜回りというものを始めまして、こちらで委員会指示の内容を遵守することと、立入検査に関しては協力をお願いしますということを周知していく予定です。こちらははやてと海区事務局と普及員とで回っていきたいと思います。

11月からは、立入検査のほうも行っていく予定とはしておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

**○上原会長** はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの報告について、何かご意見、ご質問等ある方がいらっしゃれば、ご発言をよろしくお願いいたします。

**(発言する声なし)**

**○上原会長** 報告事項については、特にご発言等がないようでございますので、これで終了させていただきたいと思います。

以上で、本日提案の議案、協議、報告事項が終わりましたので、最後に付帯決議を取らせていただきたいと思います。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

**(「はい」という声多数)**

**○上原会長** ありがとうございました。

これで、本日の会議の進行を終了したいと思います。進行を事務局に戻したいと思います。

委員の皆様には、スムーズな進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

事務局、よろしくお願いいたします。

**○事務局(井上)** 上原会長、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様もお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

事務局から、時間の日程についてアナウンスいたします。令和6年度第8回委員会は、11月15日金曜日、14時00分から開催予定となっております。会場は変わって、県庁9階ワーキングチーム室、9階ですね、9階ワーキングチーム室で、ウェブを併用とした開催を予定しておりますので、ご参加よろしくお願ひいたします。

また、来週15日から約1か月間、次期委員の公募をホームページで行う予定としています。水産関係団体へも周知予定ですが、委員の皆様にもご相談させていただくことがあるかと思ひますので、その際は、ご協力よろしくお願ひいたします。

最後に、質問や確認事項がございましたら、ご発言お願ひいたします。

**(発言する声なし)**

**○事務局（井上）** よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様、ご退席いただき構ひません。よろしくお願ひします。次回の委員会もよろしくお願ひいたします。

今日は本当にありがとうございました。

**○上原会長** ありがとうございました。

**(「ありがとうございました」という声、あり)**